

つっかいぼう通信 第 81 号

編集／特定非営利活動法人障害者自立センターつっかいぼう

〒502-0843 岐阜市早田東町8丁目4-1 パセール長良 103 号

TEL 058-215-7374 Fax 058-296-5343

e-mail tsukkaibo@ip.mirai.ne.jp

<http://tsukkaibo.com>

発行／2017 年 1 月 23 日

勉強しました！「障害者の 65 歳問題」

去る 11 月 23 日の勤労感謝の日、D P I 日本会議の副議長の尾上浩二さんにお出でいただき「障害者の 65 歳問題」の学習会を行いました。障害者の 65 歳問題とは「65 歳以前からの障害者が、65 歳になって介護保険制度が優先適応され、それまで使っていた障害者施策が使えなくなったり、減らされたりして、生活や活動の継続に困難を来す事」です。

つっかいぼうの仲間やつっかいぼうの居宅介護事業所を利用される方々の中に近い将来介護保険に移行される方がおられ、今後の生活はどうなるのか、これまでの生活が継続できるようにするにはどうすれば良いのかという不安が生じてきていて、まずは勉強して次の手を考えようと企画しました。当事者を始め障害福祉や介護保険の相談の仕事に関わる人達等 60 名近い方の参加が有り関心の高さがうかがわれました。

2006 年に完全実施された介護保険の 65 歳問題は「自立支援給付に相当するものを受けるときは、障害者施策からの給付は行わない」との条文が根拠になり生じているが、「利用者一人一人の心身の状況やサービスを必要とする理由を提供し、機械的に適応させるものではない」という通知が 2007 年に厚労省から出されている。しかし介護保険の運用が障害者の個々の実態に即していないと言った声が寄せられ、2015 年に厚生労働省が運用についての調査を行います。

調査結果では、介護保険を申請しないと「障害福祉サービスの申請を却下する」「障害福祉サービスの支給決定期間を短くする」等を行う自治体があり、また「介護保険と障害者施策のサービスが併給できる事を住民に知らせている」自治体は 2 割未満という状況がありました。

2015 年再度「介護保険との適用関係」の通知が出され「介護保険サービスの支給量・

内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給する」等適切な運用がされるようにいくつかの事項が明記されました。

介護保険の優先適用が横行するのは、介護保険と障害者施策の理念・目的・支援内容が異なる事、サービスの自治体の負担割合等介護保険そのものの仕組みが問題となっています。

2018年には改正総合福祉法の施行が有り、一定の条件下で利用者の負担の軽減が行われ、また障害福祉サービス事業者が介護保険事業者になりやすくなる等の改正があります。これまでサービスを提供していた事業所が65歳を境にサービス提供できなくなり、不便を感じている・困っている人が多いと聞きます。

65歳になったら介護保険優先になり障害者施策が使えなくなったり減らされていき、生活が出来なくなるのは仕方がないと諦めるのではなく、これまでの自立生活を続けることは可能です。そのためには、まずは厚労省からの通知文を正しく理解し、「心身の状況やサービス利用を必要とする理由」をしっかりと話していくことが大切です。情報交換や協力しあって、お互い頑張りましょう。

介護保険に切り替わる時に、当事者を中心にした移行会議のようなもの(仕組み)があると良いのだろうか。皆様、ご意見などお寄せください。

通知文など掲載された当日の資料あります。ご希望の方はご連絡ください。



「障害者の 65 歳問題」 その 2

先の調査では、介護保険に切り替わることのお知らせがあるところ・ないところ、伝え方も様々、対応も様々でしたが、さて、岐阜はどうなっているのでしょうか？！
私たちは、いつ、どこで、だれに向かって 65 歳以降の生活について「心身の状況やサービス利用を必要とする理由」を話せばいいのだろう。

先ずその前に介護保険を利用するための一般的な流れは・・・、
一般的に 65 歳を過ぎて心身に障害を持ち福祉サービスを受けなくなったら、先ずは介護保険の要介護認定を申請します。認定調査を受け要介護度が判定されたら、支援の度合いによって地域包括支援センターか居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)にケアプラン作成を依頼し、事業者を探し調整してもらい、サービス開始となります。

では、65 歳以前からの障害者が 65 歳になって介護保険に移行する時はどうなっているのか？！

岐阜市役所障害福祉課支援係に聞きました。

介護保険の要介護認定の申請をする。申請は 65 歳になる誕生日の一日前から出来るそうです。

※今使っている障害福祉サービスがそれほど多くなく、65 歳問題にならなそうなら、一般的な流れで利用する。

介護保険では十分なサービスが受けられないという予測が立てば、自分の地域の「地域包括支援センター」に行き、必要とするサービスについてしっかり話す。

介護保険を申請すると暫定で要介護度が出るので、それを元にプランを立ててもらう。介護保険だけでは不十分であれば、必要な分をケアマネに障害福祉サービスの申請をしてもらう。必要とするサービスが多ければ否定形で認定調査会に掛かる事になります。

全てのサービスが確定されるまでは、これまで利用してきた障害福祉サービスが利用できるとのことでした。

これから、取り組んでいくケースがあるので、当事者の方と一緒に、随時報告していこうと思います。

ビー・カンパニーの餅つき大会

年明けの1月21日、ビー・カンパニー恒例の餅つき大会を行いました。
スタッフや地域の方、餅つき大会恒例の方々、様々な方々合わせて60名以上の参加があり、つきたてのお餅を食べながら交流し楽しい一日を過ごしました。
3回ついたので、つき上がってあんこ、きなこ、のり、大根おろしを付けて呼びかけるとあつという間に気持ちよく無くなっていきました。
以前一緒に働いていた仲間も来てくれて、餅つきが終わってからにもぎやかでした。
餅つきの合間にはつかいぼうやビー・カンパニーのこと等わかっていただけるような企画とか考えればよかったかなと思いました。
障害を持つ人や小さい子供やお年寄りの方にも使いやすい小さい杵もあるので、次の機会には遊びに来てください。

第29回 大カルタ取り大会

同封のご案内のように今年も、大カルタ取り大会を行います。
今年会場が岐阜メモリアルセンターになります。お間違えないように。
ご案内大変遅くなってしまい申し訳ありません。
カルタの歌の募集の締め切りを1月末日とさせていただいておりましたが、2月10日まで延長させていただきます。
みなさま、ぜひご応募いただき、今年のかるた会も盛り上げてください。

編集後記

昨年10月からの「岐阜市における市民後見人養成研修」もあと2回。つかいぼうも所属している「ぎふ市民協」で行っています。つかいぼうには働く場や生活支援、活動などで多くの障害を持つ人とのかかわりがあります。その中で今後成年後見の必要を思う時があり、これまでの活動の延長で支えることが出来ればと思ってました。今のこの制度あり方が最も良いのか、「判断できない人」という見方が正しいのか勉強を重ねてきても疑問は残りますが、全く不必要かと言えばそうとも言えない部分も多く、やりながら考えていこうと思います。つかいぼうからの研修の参加は2名です。今後どのようにかかわっていけるのか、未定な部分も多いのですが、私としては、障害のある人の自己決定を大切に、地域とのかかわりを作り、その人らしい暮らしを支えるものであればと思います。吉田

